

前橋市宿泊施設誘致改修支援事業補助金交付要項

平成30年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所観光振興課 電話 027-210-2189 (直通) 027-224-1111 (内線88-112)</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>一定基準を満たした宿泊施設の新設・改修に対し支援を行うことにより、国際会議観光都市前橋での観光・コンベンションニーズに対する快適な環境を準備するとともに、2019年のラグビーワールドカップ及び2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた国内でのインバウンド需要の増加など、社会環境の変化に適合した新しい時代の宿泊環境を整えることを目的とします。</p>
内容	<p>補助対象者</p> <p>1 新規宿泊施設誘致支援補助金 この補助金による補助は、次のいずれにも該当する事業者を対象とします。 (1) 旅館業法に規定する宿泊施設を新たに市内で開業しようとする者であること。 (2) 上記の宿泊施設の用に供する土地、家屋又は償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の納税義務者であること。 (3) 市税を完納していること。</p> <p>2 インバウンド対応宿泊施設改修支援補助金 この補助金による補助は、次のいずれにも該当する事業者を対象とします。 (1) 旅館業法に規定する宿泊施設を既に市内で営業している者であること。 (2) これまでに、この要項による補助金の対象となったことがないこと。 (3) 市税を完納していること。</p>
交付の対象となる事業及び対象経費	<p>1 新規宿泊施設誘致支援補助金 (対象事業) 市内で新たに宿泊施設を開業する事業について、当該宿泊施設が次のいずれにも該当する場合に、交付の対象とします。 (1) 宿泊者以外にも利用できる一定規模の会議施設（会議室、レストラン、宴会場等）を設ける施設であること。 (2) 当該宿泊施設の施設及び宿泊に関するサービスの基準が、国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）</p>

	<p>に基づく登録基準に適合し、かつ、国又は登録実施機関による登録を取得する施設であること。</p> <p>なお、宿泊施設の整備にあたっては、前橋市内に事業所をもつ工事業者の優先利用に努めてください。</p> <p>(対象経費)</p> <p>当該宿泊施設の用に供する土地、家屋又は償却資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額(補助対象者が納税義務者であるものに限る。)を対象とします。</p> <p>2 インバウンド対応宿泊施設改修支援補助金</p> <p>(対象事業)</p> <p>市内の既存の宿泊施設を改修する事業について、改修前又は改修後における当該宿泊施設の施設及び宿泊に関するサービスの基準が、国際観光ホテル整備法に基づく登録基準に適合し、かつ、国又は登録実施機関による登録を取得済み又は取得する施設である場合に、交付の対象とします。</p> <p>なお、宿泊施設の整備・改修にあたっては、前橋市内に事業所をもつ工事業者の優先利用に努めてください。</p> <p>(対象経費)</p> <p>次の経費を対象とします。ただし、(3)のみの申請はできません。</p> <p>(1) 宿泊者以外も利用できる一定規模の会議施設(会議室、レストラン、宴会場等)の整備・改修費</p> <p>(2) 外国人観光客対応に必要な宿泊施設の整備・改修費 建物・設備(客室、食堂、ロビー、玄関、フロント、浴室、トイレ、エレベーター・エスカレーター)の整備・改修、備品の整備、公衆無線LAN環境の整備、看板の多言語整備、クレジットカード精算設備の整備等</p> <p>(3) 国際観光ホテル整備法に基づく登録取得に係る費用</p>
<p>交付金額</p>	<p>交付金額は、上記の交付の対象となる経費のうち、予算の範囲内で市長の承認を受けた額とします。</p> <p>1 新規宿泊施設誘致支援補助金</p> <p>宿泊施設の用に供する土地、建物及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額(当該宿泊施設の営業開始の日以後、最初に対象施設に係る固定資産税等が賦課される年度から5年)</p> <p>2 インバウンド対応宿泊施設改修支援補助金</p> <p>対象経費の1/2以内(上限1,000万円。単年度限り)</p> <p>※ 上記1、2ともに1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。</p>

<p>交付条件</p>		<p>1 補助金の交付申請をしようとする事業者は、指定事業者の指定を受けなければなりません。</p> <p>2 指定事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 指定事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後10年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>4 指定事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び指定事業者指定通知書に記載の指定条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>5 指定事業者は、補助金交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」といいます。）を減額して申請し、交付するものとします。ただし、申請時において、当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではありません。</p> <p>また、簡易課税事業者及び免税事業者であっても、消費税の課税区分についての届出書の添付書類の提出がない場合は、課税事業者と同様に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額を減額して申請し、その額を交付するものとします。</p>
<p>指定事業者申請の方法、時期等</p> <p>指定事業者申請の手続き等</p>		<p>1 補助金の申請をしようとする事業者は、新設及び改修に係る工事の前までに指定事業者申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出し、その指定を受けなければなりません。</p> <p>(1) 定款の写し又はそれに代わるもの</p> <p>(2) 法人の登記事項証明書</p> <p>(3) 印鑑証明書</p> <p>(4) 工事前の施設の配置図（インバウンド対応宿泊施設改修支援補助金のみ）</p> <p>(5) 工事後の施設の配置図</p> <p>(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し</p> <p>(7) 売買契約書の写し（新規宿泊施設誘致支援補助金のみ）</p> <p>(8) 工事請負契約書の写し</p> <p>(9) 直近3営業年度の決算書の写し</p> <p>(10) 補助対象工事部分の経費がわかる見積書の写し（インバ</p>

		<p>ウンド対応宿泊施設改修支援補助金のみ)</p> <p>(11) 市税に未納税額のないことを証明する書類</p> <p>(12) 暴力団員等でないことの誓約書</p> <p>(13) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、理由があると認めるときは、前項各号に掲げる書類の提出を省略し、又は提出時期を延期することができます。</p>
	指定事業者の指定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、指定事業者指定通知書（様式第2号）及び不指定通知書（様式第3号）により指定の可否、条件等を決定し、通知します。
	指定事業等が変更、中止又は廃止となった場合の手續	<p>1 上記の申請により指定を受けた事業者（以下「指定事業者」といいます。）は、当該指定に係る補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手續をしなければなりません。</p> <p>2 上記の場合は、遅滞なく指定内容変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p>
	変更等承認決定の時期等	指定内容変更申請書を受理した日から14日以内に、変更承認通知書（様式第5号）及び変更不承認通知書（様式第6号）により承認の可否、条件等を決定し、通知します。
	工事着手の届出	<p>1 指定事業者は、指定を受けた日から1年以内に工事に着手しなければなりません。</p> <p>2 指定事業者は、工事に着手したときは、速やかに工事着手報告書（様式第7号）により報告してください。</p>
	営業開始の届出	指定事業者は、営業を開始した日から60日以内に営業開始報告書（様式第8号）により報告してください。
補助金の交付手続き等	交付申請の方法・期間等	<p>指定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第9-1、9-2号）に次の書類を添付し、申請の期間内に交付の申請をしてください。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、その添付を省略することができます。</p> <p>1 新規宿泊施設誘致支援補助金 （添付書類）</p> <p>(1) 当該補助金申請にかかる年度の固定資産税・都市計画税納税通知書の写し</p> <p>(2) 固定資産税・都市計画税を納期限までに完納したことを明らかにする書類</p> <p>(3) 償却資産証明</p> <p>(4) 工事施工状況がわかる報告書・写真類</p> <p>(5) 市税に未納税額のないことを証明する書類</p> <p>(6) 当該施設に係る旅館業法に基づく営業許可証の写し</p> <p>(7) 当該施設に係る国際観光ホテル整備法に基づく登録証の写し</p>

		<p>(8) その他市長が必要と認める書類 (申請の期間) 営業開始の日以後に賦課される各年度の固定資産税・都市計画税を完納した日から当該固定資産税・都市計画税の納期の最終の日後、3か月を経過する日まで</p> <p>2 インバウンド対応宿泊施設改修支援補助金 (添付書類)</p> <p>(1) 補助対象工事部分の経費がわかる請求内訳書及び領収書等の写し (2) 工事施工状況がわかる報告書・写真類 (3) 消費税の課税区分についての届出書 (4) 市税に未納税額のないことを証明する書類 (5) 当該施設に係る旅館業法に基づく営業許可証の写し (6) 当該施設に係る国際観光ホテル整備法に基づく登録済証の写し (7) その他市長が必要と認める書類 (申請の期間) 工事完了の日から6か月後の日まで</p>
交付等の決定		<p>交付申請書の審査及び調査を行い、交付の可否、金額、条件等を決定し、補助金交付決定通知書(様式第10号)により通知します。</p>
交付の請求の方法、時期等		<p>1 補助金の交付を受けようとする指定事業者は、補助金交付決定後、補助金交付請求書(様式第11号)により請求してください。</p> <p>2 提出された請求書の内容を確認後、受理した日から30日以内に支払います。</p>
営業の廃止または休止の届出		<p>指定事業者は、補助事業に係る営業を廃止し、または休止しようとするときは、あらかじめ、営業廃止(休止)届(様式第12号)により市長に届け出なければなりません。</p>

	<p>指定の取消し 又は補助金の 返還</p>	<p>1 指定事業者が次のいずれかに該当する場合は、当該指定の全部または一部が取り消されます。</p> <p>(1) 補助事業により新設又は改修した宿泊施設の営業開始後10年以内に当該営業を廃止し、又は休止したとき</p> <p>(2) 指定の要件を欠くに至ったとき</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により指定又は交付を受けたとき</p> <p>(4) 指定の内容又はこれに付した条件に違反したとき</p> <p>(5) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき</p> <p>(6) その他市長が特にその必要があると認めるとき</p> <p>2 市長は、指定を取り消したときには、指定取消通知書（様式第13号）により指定事業者に通知するものとします。</p> <p>3 市長は、指定を取り消したときには、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができます。</p>
	<p>地位の承継</p>	<p>1 譲渡、合併等により当該指定事業者の地位を承継した事業者が、この要項の権利義務を承継しようとするときは、指定事業者指定承継申請書（様式第14号）に市長が必要と認める書類を添付して、申請してください。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、指定事業者指定承継承認通知書（様式第15号）により当該指定事業者に通知します。</p>
<p>様式</p>	<p>申請書等の様式</p>	<p>1 指定事業者申請書（様式第1号）</p> <p>2 指定事業者指定通知書（様式第2号）</p> <p>3 指定事業者不指定通知書（様式第3号）</p> <p>4 指定事業者指定内容変更申請書（様式第4号）</p> <p>5 指定事業者指定内容変更承認通知書（様式第5号）</p> <p>6 指定事業者指定内容変更不承認通知書（様式第6号）</p> <p>7 工事着手報告書（様式第7号）</p> <p>8 営業開始報告書（様式第8号）</p> <p>9 補助金交付申請書（様式第9-1、9-2号）</p> <p>10 補助金交付決定通知書（様式第10号）</p> <p>11 補助金交付請求書（様式第11号）</p> <p>12 営業廃止（休止）届（様式第12号）</p> <p>13 指定事業者指定取消通知書（様式第13号）</p> <p>14 指定事業者指定承継申請書（様式第14号）</p> <p>15 指定事業者指定承継承認通知書（様式第15号）</p> <p>16 消費税の課税区分についての届出書（様式第16号）</p>